

## 森林づくり基金活用事業実施要綱

平成19年11月30日  
9京モ第106号  
改正 平成22年10月29日  
2京モ第175号  
改正 平成25年 8月23日  
5京モ第67号  
改正 平成27年 5月15日  
7京モ第32号  
改正 平成28年 4月 1日  
8京モ第7号  
改正 令和 2年 4月24日  
2京モ第27号  
改正 令和 4年 6月 1日  
4京モ第74号  
改正 令和 5年 7月 1日  
5京モ第68号

### (趣旨)

第1 企業等からの寄付金等を府内の森林整備等に活用し、森林の公益的機能の良好な発揮とモデルフォレスト運動の推進に資する。

### (事業内容等)

第2 事業内容、事業実施主体、採択基準は別表1に定めるとおりとする。

### (事業実施計画)

第3 森林づくり基金活用事業を実施しようとする者は、公益社団法人京都モデルフォレスト協会（以下「協会」という。）理事長が、別に定める期日までに、事業実施計画書（別記第1号様式）を協会理事長に提出するものとする。

### (事業実施計画の承認)

第4 協会理事長は、第3により提出のあった事業実施計画について、森林づくり基金運営委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴き、予算の範囲内でこれを承認するものとする。

2) 協会理事長は、事業実施計画の承認に当たって必要なときは、委員等による現地調査の実施や関係京都府機関や市町村等の意見を（別紙様式）により求めるものとする。

### (事業実施計画の変更)

第5 事業実施主体は、当該事業の事業実施箇所若しくは事業の区分の変更又は別表2の

変更の欄に該当するときは、事業実施計画を変更するものとし、変更計画書（別記第2号様式）を協会理事長に提出し、承認を受けるものとする。

（交付金等）

第6 協会理事長は、第4の規定により承認した事業実施計画に対して、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

（交付金の交付申請）

第7 事業実施主体は、事業が完了した場合は速やかに交付申請書（別記第3号様式）を協会理事長に提出するものとする。

（交付金の交付）

第8 協会理事長は、第7の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じた現地確認等を行い、交付金の交付決定及び額の確定を行うとともにその額を交付するものとする。

（事業の着手）

第9 事業の着手は、第4の規定による事業実施計画の承認日以降とする。

（早期着手届）

第10 事業実施主体は、事業実施計画書提出の後、第9の承認日前に事業に着手しようとするときは、事業着手日までに協会理事長に早期着手届（別記第4号様式）を提出するものとする。

ただし、「一般公募型」による事業については、この規定は適用しない。

（実績報告）

第11 実績報告については、第7の交付申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとする。

（安全管理）

第12 事業実施主体は、活動参加者に対し、活動期間中、年1回以上の安全講習会や森林施業技術の向上のための講習会を実施するか、又は他の団体が実施するこれらの講習会を活動参加者に受講させるものとする。

（その他）

第13 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協会理事長が別に定める。

付則

この要綱は、平成19年度分の交付金から適用する。

付則（平成22年10月29日付け2京モ第175号）

この要綱は、平成22年10月29日から施行し、施行後に提出の計画から適用する。  
付則（平成25年8月23日付け5京モ第67号）

この要綱は、平成25年8月23日から施行し、平成25年度事業から適用する。  
付則（平成27年5月15日付け7京モ第32号）

この要綱は、平成27年5月15日から施行し、平成27年度事業から適用する。  
付則（平成28年4月1日付け8京モ第7号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度事業から適用する。  
付則（令和2年4月24日付け2京モ第27号）

この要綱は、令和2年4月24日から施行し、令和2年度事業から適用する。  
附則（令和4年6月1日付け4京モ第74号）

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和4年度事業から適用する。  
附則（令和5年7月1日付け5京モ第68号）

この要綱は、令和5年7月1日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表1（要綱第2関係）

区分	実施地域等	事業実施主体	事業内容	採択基準
植栽	京都府豊かな緑を守る条例に基づく森林利用保全重点区域内（以下「重点区域」という。）や企業・府民等の参画のもとに行われる事業地	多様な活動主体で組織する団体、森林内活動を行うNPO・ボランティア団体・グループ等、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、民間林業事業体、京都モデルフォレスト協会	1) 広葉樹等の植栽及び下刈り 2) 有害鳥獣の食害防止柵等の設置	植栽本数50本以上
除間伐			人工林、天然生林及び竹林の除間伐	1 施行地の面積は0.1ha以上
歩道整備			植栽や除間伐と一体的に行われる歩道整備	幅員1.5m未満 延長50m以上
普及啓発			体験活動、講習会等	森林の働き、利用等に関する内容であること
その他			上記以外の事業で委員会が適当と認めた事業	

別表 2

区 分	経 費	交付金額	変 更	
			経費	事業の内容
植 栽	広葉樹の植栽及び 下刈り、有害鳥獣 の食害防止柵等の 設置	定 額	事業費総額の増 減	事業量の3割を超 える増減
除間伐	人工林、天然生林 及び竹林の除間伐			
歩道整備	植栽や除間伐と一 体的に行われる歩 道整備			
普及啓発	体験活動、講習会 等			
そ の 他	上記以外の事業で 委員会が適当と認 めた事業			

別記第1号様式

番 号  
年 月 日

公益社団法人京都モデルフォレスト協会理事長 様

住 所

事業実施主体の長 印

令和 年度森林づくり基金活用事業実施計画書の提出について

森林づくり基金活用事業実施要綱第3の規定により、別紙のとおり事業実施計画書を提出します。

別紙

1 森づくりの構想及び目的

(事業実施箇所の区域全体の森林をどのような森林に誘導するのかや本事業の目的、効果、事業実施後のモニタリング調査等について詳細に記載するとともに参考資料を添付すること)

2 事業の概要

1) 事業実施箇所

2) 事業の内容 (事業区分、事業量、事業費)

事業区分：

事業量：

事業費： 円

3 事業実施主体

4 事業実施予定期間

5 安全講習等の名称及び内容

名称	内容	実施月

6 添付資料

- 1) 事業実施箇所の位置図 (2万5千分の1及び5千分の1) 及び写真
- 2) 事業実施主体の規約等 (法人以外)
- 3) 事業実施に当たって徴収した見積書等
- 4) その他参考資料

別記第2号様式

番 号  
年 月 日

公益社団法人京都モデルフォレスト協会理事長 様

住 所

事業実施主体の長 印

令和 年度森林づくり基金活用事業実施変更計画書の提出について

令和 年 月 日付け 第 号で承認の上記事業について、森林づくり基金活用事業実施要綱第5の規定により、別紙のとおり事業実施変更計画書を提出します。

## 別紙

### 1 変更の理由

### 2 変更の概要

#### 1) 事業実施箇所

#### 2) 事業の内容（事業区分、事業量、事業費）

事業区分：

事業量：

事業費： 円

#### 3) 事業実施予定期間

### 3 添付資料

1) 事業実施箇所の位置図（2万5千分の1及び5千分の1）及び写真

2) 事業実施に当たって徴収した見積書等

4) その他参考資料

※ 2の変更の概要については変更前を上段に、変更後を下段の二段書きしてください。



別記第3号様式

番 号  
年 月 日

公益社団法人京都モデルフォレスト協会理事長 様

住 所

事業実施主体の長 印

令和 年度森林づくり基金活用事業交付金交付申請書

下記のとおり森林づくり基金活用事業を終了しましたので、森林づくり基金活用事業実施要綱第7の規定に基づき交付金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業実績
- 3 事業着手及び完了年月日
- 4 経費負担区分

事業名	総事業費	負 担 区 分			備考
		交付金	負担金	その他	

単位：円

5 収支決算

収入の部

単位：円

区 分	精算額	予算額	比 較		備 考
			増	減	

支出の部

単位：円

区 分	精算額	予算額	比 較		備 考
			増	減	

6 添付書類

- 1) 事業実施箇所の実測図等実績が確認できる図面
- 2) 整備（活動）前後及び整備（活動）中の写真
- 3) 領収書等の支出根拠書類の写し
- 4) 安全講習等の実施状況がわかる書類

別記第4号様式

番 号  
年 月 日

公益社団法人京都モデルフォレスト協会理事長 様

住 所

事業実施主体の長 印

令和 年度森林づくり基金活用事業早期着手届

令和 年度森林づくり基金活用事業について、別記条件を承諾の上早期に着手  
したいので届け出ます。

記

- 1 実施箇所
- 2 事業内容
- 3 実施主体
- 4 着手及び完了予定年月日
- 5 早期着手が必要な理由

別記条件

- 1 本事業について、着手から事業実施計画の承認を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。
- 2 事業実施計画が承認されなかった場合及び承認を受けるまでの期間に天災地変等の理由によって、実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 3 承認を受けた金額が、計画額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。

(別紙様式)

番 号  
年 月 日

公益社団法人京都モデルフォレスト協会事務局長 様

京都府農林水産部森の保全推進課長  
市町村担当課長

令和 年度森林づくり基金活用事業実施計画書に対する意見について

令和 年 月 日付け 号で から提出のあった上記実施計画書について  
の意見は以下のとおりです。

記

(地域森林計画・市町村森林整備計画等との整合性についての意見)